

石川県公安委員会告示第42号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和6年5月15日

石川県公安委員会

- 1 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条各号に規定する検定合格者審査の実施期日、種別及び受験定員
  - (1) 令和6年7月10日（水）午前10時から午後0時まで  
全ての種別の警備業務に係る2級の検定合格者審査  
受験定員合計 10名（ただし、同時に2以上の検定合格者審査の受験は不可）
  - (2) 令和6年7月10日（水）午後2時から午後4時まで  
全ての種別の警備業務に係る1級の検定合格者審査  
受験定員合計 10名（ただし、同時に2以上の検定合格者審査の受験は不可）
- 2 検定合格者審査実施場所  
石川県金沢市鞍月一丁目1番地  
石川県警察本部
- 3 対象者  
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）の規定による検定1級又は2級の検定合格証（以下旧合格証という。）の交付を受けている者
- 4 検定合格者審査の申請手続
  - (1) 申請書受理期間  
令和6年6月3日（月）から令和6年6月7日（金）までの間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時の間を除く。）とする。
  - (2) 申請書提出先
    - ア 石川県内に住所を有する者又は警備員で石川県内の営業所に所属している者  
住所地を管轄する警察署又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署
    - イ 上記アに該当しないが石川県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者  
旧検定合格証の交付申請をした警察署  
なお、いずれの場合も郵送又は代理人による申請は認めない。
  - (3) 提出書類
    - ア 審査申請書
    - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
    - ウ 住所地を管轄する警察署に申請する者は、住所地を疎明する書面。その者が警備員である場合で所属する営業所を管轄する警察署へ申請する者は、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
    - エ 旧検定規則第8条の合格証の写し
- 5 検定合格者審査手数料  
審査申請時に4,700円を石川県証紙で納入すること。なお、既納の審査手数料は還付しない。
- 6 その他  
詳細については、石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導係（電話076-225-0110 内線3043・3045）に問い合わせること。